

第3章 災害情報通信計画

第3章 災害情報通信計画

災害予防対策及び災害応急対策を実施するために、必要な気象注意報・警報、災害情報等（以下「気象警報等」という。）の収集、通報及び伝達等が、円滑、迅速、確実に実施されるよう地域住民並びに関係機関が相互に協力して万全を期するために、次に定めるところによるものとする。

第1節 気象警報等の伝達計画

1 伝達を要する気象警報等の種類及び発表基準

気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいて発表される気象注意報・警報などの種類及び基準値は次のとおりである。

(1) 気象注意報及び警報の発表基準

秩父別町	府県予報区	石狩・空知・後志地方		
	一次細分区域	空知地方		
	市町村等をまとめた地域	北空知		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6	
		土壌雨量指数基準	89	
	洪水	流域雨量指数基準	秩父別川流域=3.7	
		複合基準*1	—	
		指定河川洪水予報による基準	雨竜川 [多度志・雨竜橋]	
	暴風	平均風速	12m/s	
	暴風雪	平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 30cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	70mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計		
	濃霧	視程	200m	
	乾燥	最小湿度 30% 実効湿度 60%		
	なだれ	①24時間降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上		
	低温	5月～10月：（平均気温）平年より 5℃以上低い日が 2日以上継続 11月～4月：（最低気温）平年より 8℃以上低い		
	霜	最低気温 3℃以下		
着氷				
着雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続			

第3章 災害情報通信計画

警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	11
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	—
	洪水		流域雨量指数基準	秩父別川流域=4.7
			複合基準*1	—
			指定河川洪水予報による基準	雨竜川 [多度志・雨竜橋]
	暴風		平均風速	18m/s
	暴風雪		平均風速	16m/s 雪による視程障害を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 50cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	100mm

(2) 火災警報関係

気象の状況が、火災予防上危険であると認めて発令する警報の基準は、「第4章第5節 消防対策計画」による。

(3) 気象情報関係

台風情報等異常気象が刻々と推移するような場合に、注意報若しくは警報発表の前の段階として又は発表後の補足説明としては、一般の便に供するために発表するものとする。

2 気象警報等の伝達系統及び方法

気象官署等の発する予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等及び道(空知総合振興局)が発する対策通報を受けたときは、電話、無線、その他最も有効な方法により関係機関に通報し、又は伝達するものとする。(別表)

また、休日、時間外の場合、日直者又は管理人は総務課長に連絡するものとする。

3 国（開発建設部）が行う指定河川の洪水予報

国（開発建設部）が行う指定河川の洪水予報は、気象台と北海道開発局または北海道が共同で発表する。

(1) 指定河川及び担当

水系名	河川名	担 当
石狩川	雨竜川	札幌管区気象台・北海道開発局

(2) 種類 洪水注意報、洪水警報、洪水情報

(3) 洪水予報の発表基準

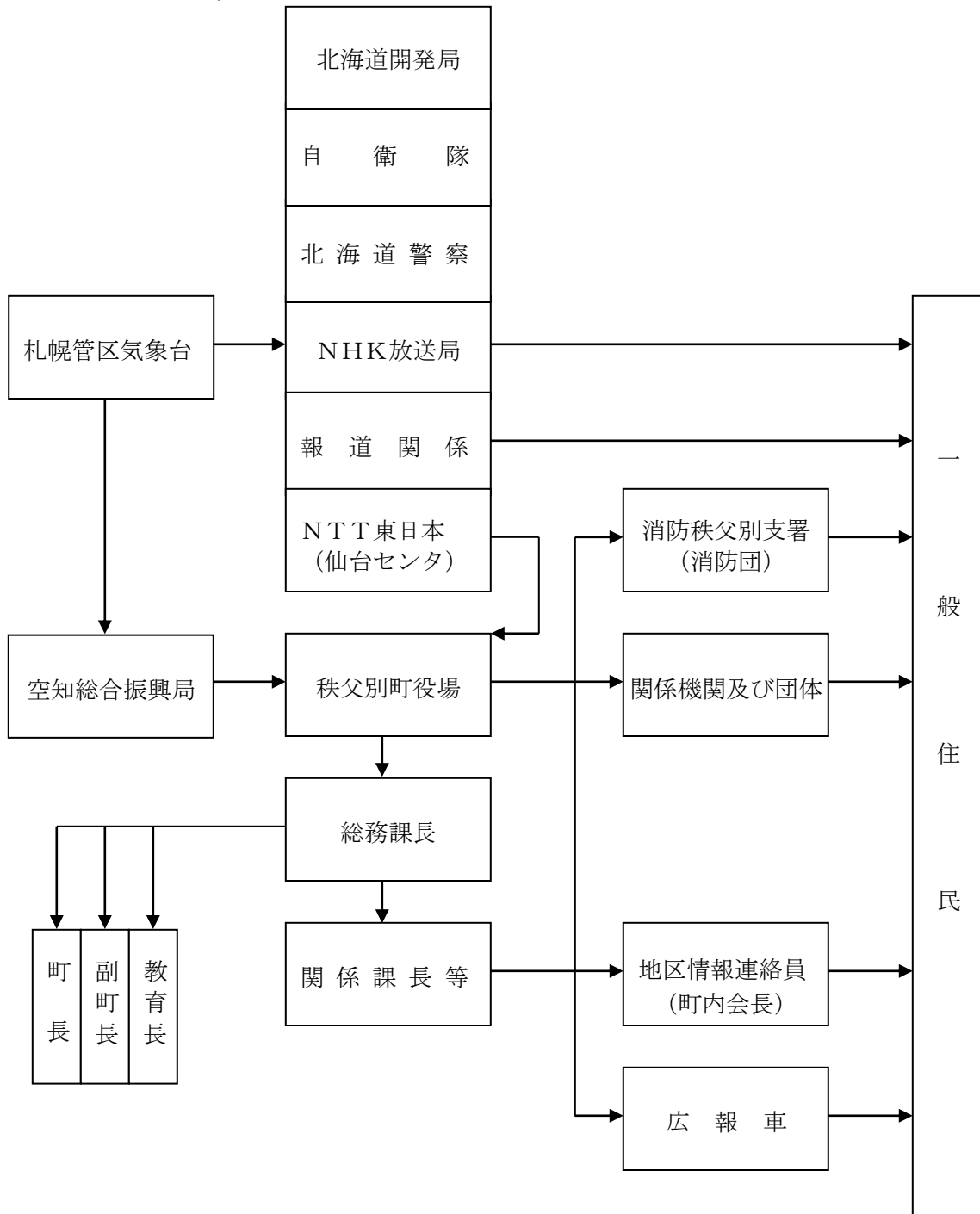
ア 注意報の場合

はん濫注意水位に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき発表する。

イ 警報の場合

避難判断水位に到達したとき、あるいは水位予測に基づきはん濫危険水位に到達すると見込まれたとき。

(別表) 気象、火災警報等の伝達系統図



第3章 災害情報通信計画

(別表) 関係機関等の連絡先一覧

名 称	所在地	電話番号
空知総合振興局地域創生部地域政策課	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0033
札幌管区气象台	札幌市中央区北2条西18丁目2	011-611-6121
札幌開発建設部深川道路事務所	深川市音江町字広里306	25-1155
札幌開発建設部滝川河川事務所	新十津川町字中央89番地	0125-76-2211
農林水産省北海道農政事務所旭川地域拠点	旭川市宮前1条3丁目3番15号	0166-30-9300
北海道森林管理局空知森林管理署北空知支署	幌加内町字清月	0165-35-2221
陸上自衛隊第2師団	旭川市春光町国有無番地	0166-51-6111
空知総合振興局札幌建設管理部深川出張所	深川市錦町北4番11号	22-1411
北海道企業局鷹泊発電管理事務所	深川市鷹泊2404番地先	28-2261
空知総合振興局保健環境部深川地域保健室	深川市2条18番6号	22-1421
深川警察署秩父別駐在所	秩父別町2条2丁目	33-2151
北空知広域水道企業団	沼田町1248番地の1	35-1878
深川地区消防組合秩父別支所	秩父別町2条2丁目	33-3850
東日本電信電話(株)北海道事業部北海道北支店	旭川市10条通10丁目	0166-20-5410
北海道電力(株)送配電カンパニー深川ネットワークセンター	深川市7条7番2号	22-4111
日本郵便(株)秩父別郵便局	秩父別町2条2丁目	33-2240
社団法人 深川医師会	深川市北光町2丁目11番12号	23-4406
秩父別土地改良区	秩父別町2条2丁目	33-2311
北いぶき農業協同組合秩父別支所	秩父別町2条1丁目	33-2011
秩父別町商工会	秩父別町2条2丁目	33-2459
空知農業改良普及センター北空知支所	深川市2条19番13号	23-4267
J R北海道深川駅	深川市1条9番	22-2862

第2節 地震に関する情報の伝達計画

1 地震に関する情報の種類と内容

(1) 震度速報

震度3以上を観測した地域名（全国を約180に区分）と震度、地震の発生時刻を発表。

(2) 震源に関する情報

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表。

(3) 震源・震度に関する情報

地震の発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表。

(4) 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。

(5) その他の情報

地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表。

2 情報の伝達

地震に関する情報は、「気象警報等の伝達計画」に基づき、防災無線、ファックス、その他最も有効な方法により伝達するものとする。

(1) 気象台より伝達された情報は、通常の勤務時間内は、総務企画課長が受理するものとし、勤務時間外（休日・夜間）は、日直者又は管理人が受理する。

(2) 総務課長は、情報の伝達を受けた場合、速やかに町長、副町長に報告するとともに、関係課長等に連絡するものとする。

また、日直者又は管理人が受理した場合は、速やかに総務課長に連絡するものとする。

第3節 災害通信計画

災害時における情報の収集及び伝達並びに災害応急対策に必要な指揮命令の伝達等を迅速確実に行うための方法については、次に定めるところによる。

今後は、情報収集・連絡システムのIT化の検討を進め、高齢者、障がい者等の災害時要援護者にも配慮したわかりやすい情報伝達や無線系（戸別受信機を含む）の整備に努める。

一方、通信ネットワークのデジタル化の推進と大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努める。

1 公衆通信施設の利用（主通信系統）

災害時における通信連絡は、公衆電気通信設備を主通信系統とする。なお、「非常扱いの通話」または「緊急扱いの通話」の取り扱いは、災害時優先電話に登録されている加入電話から、102番に「非常」又は「緊急」の通話を請求し、関係機関等に通知するものとする。

秩父別町役場 33-2111

深川地区消防組合秩父別支署 33-3850

2 専用通信施設の利用（副通信系統）

(1) 警察電話等による通信

深川警察署の（警察）電話または無線電話をもって、通信相手機関に最も近い警察機関を経で行う。

(2) 鉄道電話による通信

鉄道専用の電話により、深川駅から通信相手機関に最も近い鉄道施設を経で行う。

(3) 北海道電力株式会社の専用電話による通信

北海道電力株式会社の支店・営業所・変電所を経で行う。

3 専用無線施設の利用（副通信系統）

(1) 防災関係機関の無線による通信

防災関係機関の無線（移動局を含む。）を利用して、情報の収集及び応急措置命令の連絡通信を行う。

(2) 秩父別町防災行政機関の無線による通信

秩父別町防災行政無線（移動局を含む。）を利用して、情報の収集及び応急措置命令の連絡通信を行う。

第3章 災害情報通信計画

(3) 消防無線による通信

深川地区消防組合秩父別支署及び消防車に設置されている無線を利用して、情報の収集及び応急命令の連絡通信を行う。

(4) 北海道総合行政情報ネットワークによる通信

北海道総合行政情報ネットワークを利用して、情報の収集及び伝達を行う。

4 通信途絶時の連絡方法

災害が発生し、上記1・2及び3による通信が不可能になった場合には、自動車・オートバイ・徒歩等による広報伝達班員を派遣し、口頭等により連絡するものとする。

関係機関無線局一覧

局種	電波の形式	周波数	設置場所	所在地	電話番号	通信区域 その他
固定	F 3 E	MHZ 69.450	秩父別町 役場	秩父別町 2条2丁目	33-2111	道庁・空知総合振興局
固定 移動	F 3	148.51	深川警察署 秩父別駐在所	秩父別町 2条2丁目	33-2151	北空知管内(パトカーの 移動により)旭川方 面管内警察署
固定 移動	5k80G1E	384.70625	北海道電力株 式会社送配電 カンパニー深 川ネットワー クセンター	深川市7条 7番2号	22-4111	北空知一円作業者の 移動により可能
固定 移動	F 3 E	149.69 150.73	深川地区消 防組合秩父 別支署	秩父別町 2条2丁目	33-3850	深川・妹背牛・沼田・ 北竜・幌加内
固定	F 2 D	69.72	秩父別町 役場	秩父別町 2条2丁目	33-2111	秩父別町一円
固定 移動	F 3 E	466.0875	秩父別町 役場	秩父別町 2条2丁目	33-2111	

第4節 災害情報等の報告・収集及び伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策の実施のため、必要な災害に関する情報、被害状況報告等の収集及び通報等を円滑に行うための計画である。

1 異常現象発見時における措置

(1) 発見者の通報

災害が発生した場合又は発生するおそれのある異常現象を発見した者は、速やかに役場(町職員)、警察署(駐在所を含む)、消防支署(消防団を含む)または地区情報連絡員(町内会長)の最も近いところに通報するものとする。

(2) 警察官等の通報

異常現象を発見した場合、あるいは発見者から通報を受けた警察官、消防署員、地区情報連絡員は、その内容を確認し、直ちに役場に通報するものとする。

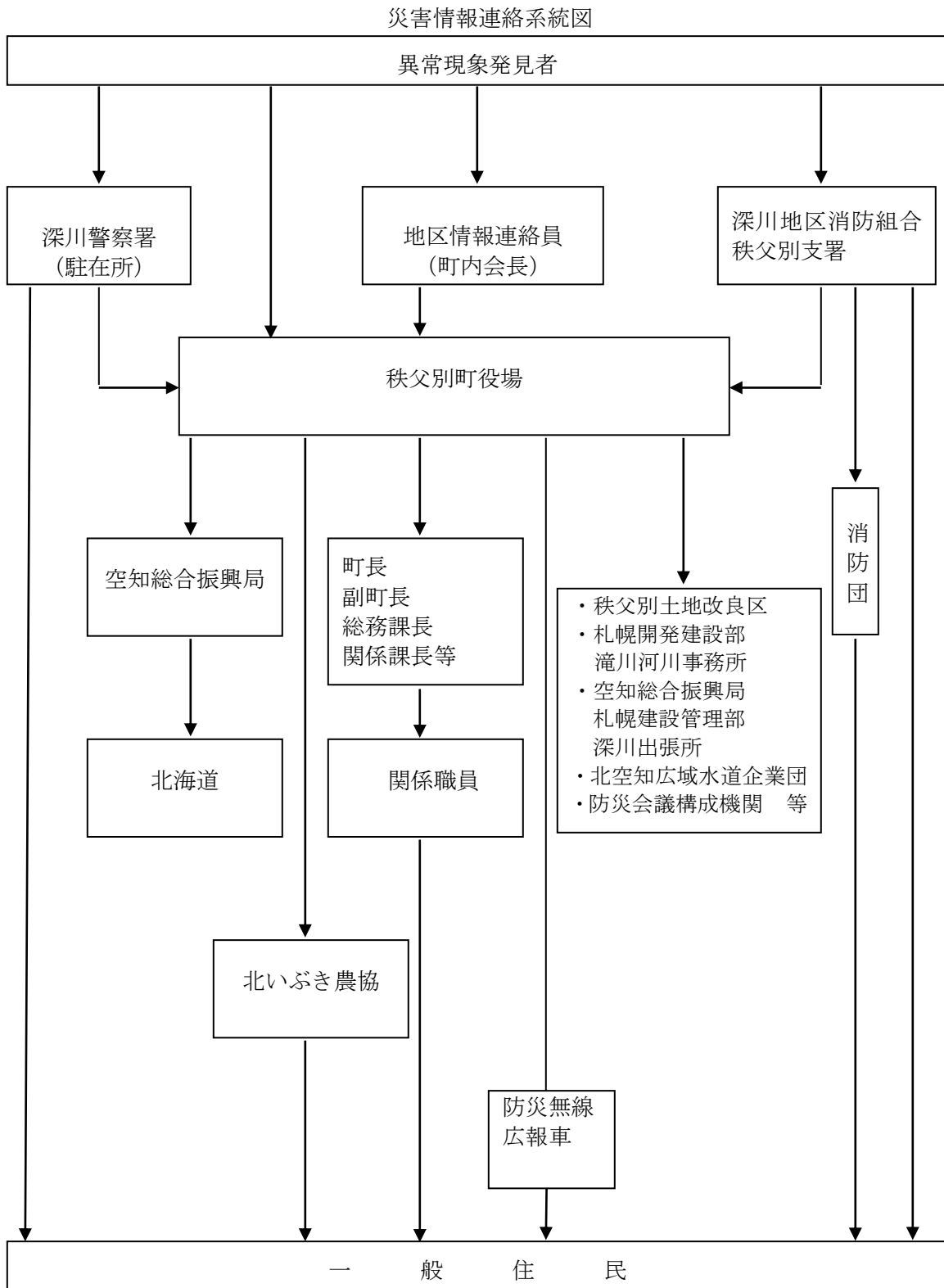
(3) 町から各機関への通報及び住民への周知

ア 町長は、災害発生又は異常現象発見の通報を受けたときは、必要に応じ知事(空知総合振興局長)及び関係機関に通報しなければならない。

イ 住民に対する災害情報の周知は、広報車、防災無線等により徹底を図るものとする。

ウ 住民、警察官又は消防署員(消防団員)、地区情報連絡員から災害情報等の通報を受理したときは、速やかに総務課長に報告し、その指示により処理するものとする。休日及び時間外については、日直者又は管理人が受理し、速やかに総務課長に報告するものとする。

第3章 災害情報通信計画



2 地区情報連絡員

災害情報、被害状況等の迅速な伝達を行うため、各町内会長を地区情報連絡員とする。

(1) 地区情報連絡員

- ア 地区内の防災に関する情報の通報。
- イ 災害情報の収集及び伝達についての協力。
- ウ 応急対策についての協力。
- エ 被害状況調査等についての協力。

3 災害情報等の収集及び報告

町長は、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、その状況を知事(空知総合振興局長)に報告するものとする。ただし、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの(「直接即報基準」に該当する火災・災害等)を覚知した場合、又は通信の途絶により知事に報告することができない場合は、直接、国(消防庁)に報告するものとする。また、関係のある公共機関、団体等に対して連絡するものとする。

(1) 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、概ね次に掲げるものとする。

- ア 人的被害、住家被害が発生したもの。
- イ 救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- ウ 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- エ 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で、町が軽微であっても振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- オ 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- カ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告の必要があると認められるもの。
- キ その他特に指示があった災害。

(2) 報告の種類

ア 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告するものとする。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を随時報告すること。

イ 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等(住家を除く)については除く。

(ア) 速報

被害発生後直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

(イ) 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

(ウ) 最終報告

応急措置が完了した後、事後15日以内に別表2の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、災害情報、被害状況報告のほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

(4) 報告の方法

ア 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話または無線等により迅速に行うものとする。

イ 被害状況報告のうち最終報告は、別紙2の様式提出により報告するものとする。

(5) 被害状況判定基準

被害状況判定基準は、別表3のとおりとする。

4 災害情報等連絡責任者

責任者 総務課長 代理：総務課主幹

第3章 災害情報通信計画

別表1

災害情報			
報告日時	月 日 時現在	発受信日時	月 日 時 分
発信機関		受信機関	
発信担当者		受信担当者	
発信場所			
発生日時	月 日 時 分	災害の原因	
気象等の状況	雨量 河川水位 潮位波高 風速 その他		
交通・通信・水道等の状況	道路 鉄道 電話 水道(飲料水) 電気 その他		
	災害対策本部等の設置状況	月 日 時 分 設置	
	災害救助法適用の状況	(地区名)	(被害棟数) (被災世帯) (被災人員)
		(救助実施内容)	
応急措置の状況	避難の状況	(地区名)	(避難場所) (人員) (日時)
	自衛隊派遣要請の状況		
	その他措置の状況		
	応急対策出動人員	(ア) 出動人員	(イ) 主な活動状況
		市町村職員	名
		消防職員	名
		消防団員	名
		その他(住民等)	名
		計	名
その他		(今後の見通し等)	

第3章 災害情報通信計画

別表2		被害状況報告(速報 中間 最終)						月 日 時現在	
災害発生日時				月 日 時 分		災害の原因			
災害発生場所									
発	機関(市町村)名			受	機関(市町村)名				
	職・氏名				職・氏名				
信	発信日時			信	発信日時			月 日 時 分	
項目		件数等		被害金額(千円)		項目		件数等 被害金額(千円)	
① 人 的 被 害	死者	人		※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	河川	箇所			
	行方不明	人				道	箇所		
	重傷	人				工	箇所		
	軽傷	人				⑤ 事	箇所		
	計	人					箇所		
② 住 家 被 害	全壊	棟		土	市町	箇所			
		世帯				村工	箇所		
		人				事	箇所		
	半壊	棟				小計	箇所		
		世帯				被	箇所		
一部破損	棟			港	箇所				
被 害	床上浸水	棟			漁	箇所			
		世帯			港	箇所			
		人			下	箇所			
	床下浸水	棟			害	箇所			
		世帯			公	箇所			
計	棟			園	箇所				
		世帯			崖	箇所			
		人			く				
		人			ず				
		世帯			れ				
		人			計	箇所			
③ 非 住 家 被 害	全壊	公共建築物	棟		⑥	漁	箇所		
		その他	棟			沈没流出	隻		
	半壊	公共建築物	棟			破	隻		
		その他	棟			損	隻		
	計	公共建築物	棟			計	隻		
		その他	棟		漁港施設	箇所			
④ 農 業 被 害	農地	田	ha		⑦	道	箇所		
		畑	ha			有	箇所		
	農作物	田	ha			林	箇所		
		畑	ha			林	箇所		
	農業用施設	箇所				林	箇所		
共同利用施設	箇所			小計	箇所				
被 害	當農施設	箇所			一	箇所			
		畜産被害	箇所		般	箇所			
	その他	箇所			民	箇所			
		箇所			有	箇所			
	計	箇所			害	箇所			
		箇所			林	箇所			
		箇所			小計	箇所			
		箇所			計	箇所			

別表3

被害状況判定基準

被害区分	判断基準
① 人的被害	死者 当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) A町の者が隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	行方不明 当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	重傷者 災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月以上に及ぶものを重傷者とする。 (2) 死者欄の(2)(3)を参照。
	軽傷者 災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月未満であるものを軽傷者とする。 (2) 死者欄の(2)(3)を参照。
② 住家被害	住家 現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
	世帯 生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
	全壊 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
半壊 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。	

第3章 災害情報通信計画

被害区分		判断基準
② 住家被害	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 (1)被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1)被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1)被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1)公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2)その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3)土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4)被害額の算出は、住家に準ずる。	
④ 農業被害	農地	農地被害は、田畑が流失・埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 (1)流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2)埋没とは粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上流入した状態をいう。 (3)埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 (4)被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1)浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2)倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3)被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)草地畜産物等をいう。

第3章 災害情報通信計画

被害区分	判 断 基 準	
⑤ 土木被害	河 川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海 岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港 湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁 港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。
公 園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。	
⑥ 水産被害	漁 船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1)港湾等における沈没は、引き上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2)被害額の算出は、被害漁船の再取得価格額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社を含む）所有のものをいう。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
⑦ 林業	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。

第3章 災害情報通信計画

被害	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。
被害区分		判 断 基 準
⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。
⑨ 商工業被害	商業	商品、原材料等をいう。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。
⑩公立文教施設被害	公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。）	
⑪社会教育施設被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。	
⑫社会福祉施設被害	老人福祉施設、身体障害者(児)福祉施設、知的障害者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設をいう。	
⑬ その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	空港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。
	上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。	